

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（2024年度）

住 所 愛知県名古屋市中村区
名駅一丁目 1 番 4 号
事業者名 東海旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 丹羽 俊介

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両の更新	・新幹線：N700S を 36 編成投入する。（～2028 年度） ・在来線：通勤型電車 315 系を 352 両投入する。（～2025 年度）	N700S を 7 編成、315 系を 64 両投入した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子使用のお客様に対する介助同行	・車椅子使用のお客様に対する介助同行を確実に実施する。 （2024 年度 継続）	計画通り実施した。
目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内	・目の不自由なお客様に対する声かけと誘導案内を確実に実施する。 （2024 年度 継続） ・「声かけ・サポート」運動に参画する。（2024 年度 継続）	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子対応座席のインターネット申し込み	・東海道・山陽・九州新幹線の車椅子対応座席の申し込みについて、ホームページからインターネットでの受付を行う。（2024 年度 継続）	計画通り実施した。
車椅子対応座席の WEB 予約	・東海道新幹線の一部において「車椅子スペース」の WEB 予約を実施する。 （2024 年度 継続）	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「サービス介助士」資格取得の促進	・新入社員研修等において「サービス介助士」の資格取得を行う。 (2024年度 継続)	計画通り実施した。
障害当事者が参画する研修	・障害当事者が参画する「心のバリアフリー研修」を実施する。 (2024年度 継続)	計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスターの掲出	国交省等が作成するポスターの趣旨に賛同し、啓発活動に協力。 (2024年度 継続) ・優先席マナー啓発	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

車両における該当項目はなし。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公開。

(4) その他

特になし。

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急等車両)	50 200 編成 (両)	22 68 編成 (両)	22 編成	50 編成	50 編成	50 編成	50 編成
普通鉄道(その他)	304 981 編成 (両)	217 671 編成 (両)	253 編成	304 編成	301 編成	277 編成	300 編成
新幹線鉄道	131 2,096 編成 (両)	37 592 編成 (両)	37 編成	131 編成	131 編成	131 編成	131 編成
(合計)	485 3,277 編成 (両)	276 1,331 編成 (両)	312 編成	485 編成	482 編成	458 編成	481 編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道(特急等車両)、普通鉄道(その他)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。

3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項(新幹線鉄道を除く)、第2項(新幹線鉄道のみ)、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。

6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。